

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成17年10月25日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

10月25日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（村上委員、柴田委員、上村委員、安藤委員）	
議案第71号の審査	10
質疑（上村委員、柴田委員、安藤委員）	
議案第65号の審査	17
質疑（安藤委員）	
議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号の審査	20
質疑（上村委員、安藤委員）	
議案第72号の審査	26
質疑（安藤委員）	
採決	27
閉会の宣告	28

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年10月25日(火) 午前10時 1分 開会
午後 0時10分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	嶋野浩一朗	副委員長	安藤 薫	委員	柴田繁勝
委員	本保加津枝	委員	村上英明	委員	上村高義

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
生活環境部長	前田宜伸	同部次長兼自治振興課長	大場房二郎
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼国保年金課長	佐藤芳雄
同部参事兼健康推進課長	福永富美子	福祉総務課長	中岡曰生
高齢者障害者福祉課長	登阪 弘	こども育成課長	山本和憲
介護保険課長	井口久和		

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第71号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
議案第65号 平成17年度摂津市介護保険特別会計補正予算
議案第66号 摂津市立障害児童センター条例制定の件
議案第67号 摂津市立せつつ桜苑条例制定の件
議案第68号 摂津市立ふれあいの里条例制定の件
議案第69号 摂津市立みきの路条例制定の件
議案第72号 摂津市立葬儀会館条例及び摂津市立斎場条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○嶋野委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

理事者から、あいさつを受けます。市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは、民生常任委員会開催、大変ご苦労さまでございます。

また、各委員の皆さん方には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、過日の議会で当委員会に付託されました議案につきましてご審査をいただくわけでございますけれども、何とぞ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、在庁いたしております。一たん退席をいたしますけど、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たり、ごあいさつにかえさせていただきます。

○嶋野委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は柴田委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 おはようございます。

それでは、議案第64号、平成17年度摂津市一般会計補正予算(第3号)の

うち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、5ページの款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、今年度、大阪府において総合的児童虐待防止対策として、児童虐待発生防止システム構築事業が新設されております。

この事業は、4か月健診や1歳半健診など、乳幼児の健康診査に来られていないご家庭を訪問し、育児相談や情報の提供を行い、子育て支援を行おうとするもので、補助率は10分の10でございます。

同じく5ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金は、過年度分の給付費、人件費、事務費の精算に基づく返還金でございます。

次に、歳出でございますが、7ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目7、老人医療助成費、並びに8ページ、目8、身体障害者医療助成費は、前年度の府補助金確定に伴います返還金でございます。

同じく8ページ、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、歳入のところでご説明いたしました児童虐待発生防止システム構築事業に係る経費を計上いたしました。

9ページ、目1、児童福祉総務費から、目6、ひとり親家庭医療助成費の節23、償還金、利子及び割引料は、ファミリーサポートセンター委託料、母子家庭自立支援給付金、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費の補助金確定に伴います国及び府への返還金でございます。

10ページ、項3、生活保護費、目2、扶助費は、前年度の生活保護費国庫府費負担金の確定に伴う返還金でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

○嶋野委員長 続きまして、生活環境部長。

○前田生活環境部長 おはようございます。

議案第64号、平成17年度摂津市一般会計補正予算（第3号）のうち、生活環境部自治振興課にかかわります内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

10ページ、歳出でございますが、款3、民生費、項4、生活文化費、目2、総合福祉会館費の200万円は、平成18年3月末の総合福祉会館閉館に伴い、4階レストラン、1階喫茶室を経営されている株式会社摂津フーズに対する補償額を算定するための鑑定手数料でございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○嶋野委員長 補足説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。村上委員。

○村上委員 おはようございます。

5ページの款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金の件についてですけれども、児童虐待発生予防システム構築事業補助金50万円という話なんですけど、先ほど、4か月から1歳半にかけての訪問というお話もあったんですけども、50万円の内訳ということで、この訪問件数等がわかれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○嶋野委員長 それでは、答弁を求めます。福永保健福祉部参事。

○福永保健福祉部参事 訪問件数というお問いでございますが、今のところ4か

月健診と1歳半健診の未受診者には、保健師が訪問しておりまして、保健師が何回も訪問した上でも、なおかつまだ状況が把握できない方ということで、主任児童委員さんに家庭訪問をお願いしようと思っております。

それで、現在のところの予測では、それぞれ、1年間で5ないし10件となる見込みでございます。

○嶋野委員長 山本こども育成課長。

○山本こども育成課長 歳入の内訳のご質問のところでございますが、この補助制度につきましては、本年と来年度の2か年事業ということで大阪府の方からご説明がございました。

また、歳入50万円という金額でございますが、これは補助要綱の中に人口比率で補助金が決まっております。本市、約8万5,000人でございますので、3万人以上10万人未満の市におきましては、上限50万円で10分の10で補助をするというような制度でございます。

歳出でございますが、予算書8ページの児童福祉総務費の報償費から節18、備品の庁用器具費に係る各項目がその明細でございます。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 どうもありがとうございます。さらに、発生の予防、防止という件で、さらに充実した内容で進めていただければなと、そういうふうに思っております。

それと、もう1点なんですけども、ちょっと教えていただきたいんですが、9ページの款3、民生費、項2、児童福祉費、目6、ひとり親家庭医療助成費とあるんですけども、これは母子家庭とか、そういうことを言われてるんでしょうか。その辺、教えていただきたいと思ひます。

○嶋野委員長 答弁をお願いします。山

本こども育成課長。

○山本こども育成課長 目の名目どおり、ひとり親の方に対する医療費を助成をするという制度でございます。

基本的には、母子の方であったりとか、父子の方であったりということでございます。

また、制度におきまして、所得制限等がございますので、その所得制限に該当のある方に対する医療費の助成に対しまして、いただきました歳入がございます。今年度に入りまして、昨年度の歳入を精算いたしまして、超過でいただいていた分がございますので、その分を精算して大阪府に返還をするということで返還金を上げさせていただいております。

○嶋野委員長 ほかに、質疑はございますでしょうか。柴田委員。

○柴田委員 民生費、生活文化費の、先ほど福祉会館の閉鎖に伴って、摂津フーズに対するいろいろな補償というんですか、そういうことで200万円の調査費が出てるんですけど、これはあの会館に入らせたときに摂津食品との1つの約束ごとで、もしうちの方が一方的に閉館をする時には、それ相応の補償をしますというようなことを結ばれてきたというような経緯があるのかどうか。

過去にも、このことでは、例えばそういう営業が、十分、採算が取れないというようなことで1階の喫茶室など、ほとんど無償に近いような形で提供して、運営してもらったという経緯もあると思うんです。

今日に至るまで、摂津食品側から言わせれば、非常に難しい運営の中を赤字を出しながら最大の努力をしてやってきたという背景もあると思いますし、また我々の方からいきますと、この補償のために調査費200万円を組んで、これからど

れぐらいの補償をしていかなければいけないのかというようなことが出てくると思うんですよ。その辺のことについて、ひとつ基本的に最初に契約した時に、そういうことが発生していたのかどうか。

また、今日に至って、こういう問題への補償は、どの程度充てていかなければいけないのか。これは、この200万円の中で一定、査定してもらった中で、市が最終的に出していないかん問題ではないかと思うんですが、ちょっとその辺が、この予算を見て気になったものですから、お尋ねしたいと思います。

○嶋野委員長 答弁を求めます。大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 福祉会館の補償の問題でございますが、当初の約束があったのかなかったのかというようなことですけども、これは摂津食品に対しましては、現在は摂津フーズでございますが、行政財産使用許可ということで、1年ごとの契約になっておりまして、取り扱いにつきましては基準がございますが、契約は1年ごとということで、特に約束ごとはございません。

補償につきましては、基本的には公共用地の取得に伴う損失補償基準というのがございまして、それに伴った補償を考えております。その内容について、専門家による鑑定をお願いして、その補償額を算出していただいて、それに基づいて相手方の代表者と交渉してまいりたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 あんまり、このことに私がここでとやかく言いますと、いろいろなことで何か補償にちゃちゃでも入れてるのかというようなことも感じられますし、やっぱり今日まで努力されてきた経緯というものもありますから、それに対して、

そういう事業がなくなっていくというところで、公的な立場として一定の補償をするという考え方については、私は理解できるんですけども、これ、民間なんかで、こういうことがまかり通るのかどうかというようなことも考えた時に、やっぱり一番最初に、入っていただくときに、その辺のけじめもきっちりつける。

また、1年ごとの更新の時にも、その辺のこともきちんとつけていく。例えば、我々、解雇される時でも6か月なら6か月の猶予期間の中で、これで一応契約を解消したいということになれば、それ以上の難しい補償というところまでいかないと思うんですよ。

この場合でも、そのようなことを考えて、市民が「なるほどな」「そら当然やな」というふうな理解が得られるかどうかというふうなことも考えるわけですよ。そういうことで、それ以上のことは私の方から言いませんが、ちょっと気にかかりましたのでお尋ねしたんで、鋭意十分な審査といいますか、この予算を有効に使っていただいて、双方が福祉会館ができて、かなりな年数がたちますから、気持ちの上では長い間、ご苦労さんでしたというような気持ち、また次に来る施設などでは、またよろしく申し上げますと言えるような立場で、ひとつ解決をしていただきたいということ、要望としておきます。お願いします。

○嶋野委員長 ほか、質疑はありますでしょうか。はい、上村委員。

○上村委員 児童虐待防止に関する点で、質問させていただきましても、摂津は児童虐待について先駆的な取り組みをしておるということで、テレビ等でも報道されて、誇れる対策ということであるんですけども、今回のこの50万円の大阪府からの補助金ですが、これは摂津から

要望して出てきた金額なのか。大阪府が全府的に取り組んでいる事業なのか、その辺のところはちょっとわかりにくいんですけども、その辺の説明と。

あと、報償費の21万円計上されてますけども、この21万円は、どういった格好で支出されるのか、その点をお聞かせ願います。

○嶋野委員長 山本こども育成課長。

○山本こども育成課長 この予防システムの歳入の成り立ち、または府下全域で取り組まれていくのかというようなご質問でございますが、今年度に入りまして、6月22日に各市町村担当者を大阪府の方に集められまして、大阪府の方が全市町村を前にいたしましてご説明がございました。

大阪府内で、いろいろと痛ましい事案と申しますか、事柄が発生しております。それを受けまして、やはり特に乳幼児の健診の未受診者に対して、各市できるだけ訪問をして連絡を密にフォローをしていただきたいというご説明がございました。

本市の場合、健康推進課の保健師の方が未受診者に対して訪問等を行ってはおりますけども、中にはなかなかフォローできてない市町村があるように、大阪府のご説明ではございました。

その中で、未受診者がやはりリスクが高く、不安を抱いておられるお母さんもお父さんも多いということで、極力府下全市町村で取り組んでいただきたいという要望の中で、本市といたしましては現在取り組んでおられる健康推進課の事業、また本課で取り組んでおります各種の事業等々がございまして、より一層、その辺を密にしていきたいということで大阪府のご説明がありました事業につきまして取り組んでいこうということで、健康

推進課、福祉総務課と協議をいたしまして、予算を計上させていただくことにさせていただきました。

それで、報償費の内訳でございますが、この事業につきまして、未受診の方につきまして、民生児童委員協議会の方と協議をいたしまして、訪問活動もご協力をいただきたいという、大阪府は大阪府として府の協議会の方に対してご要望をなされておりましたので、本市といたしましても、できればご協力いただけないかというお話で協議もいたしております。

その中で、ご訪問いただく際に、やはり主体的に主任児童委員さんをご訪問していただけるというような内容でございますが、やはり事前研修といたしますか、知識を大変持っておられる方もございますが、やはり訪問する際に事前にいろいろお話を聞かせていただいてから訪問ができないかというようなお話もございましたので、訪問いただく民生委員さんに対して研修をさせていただいて、その辺の謝礼を含めた形で報償費を支出していきたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 この50万円については、大阪府からの補助ということで、これは児童虐待については摂津が先駆的な取り組みをされておるということで、そして他市に先駆けていろいろネットワークを構築しながら進めてますよね。

やはり、そういった中で、摂津でみずから活動する中で問題があって、それを大阪府に要望するのであれば、それなりの効果が期待できるんですけども、これは大阪府がやれと言ったから、その方向、うちも若干問題があったかもしれないけど、その方向で乗ろうかという、物すごい受け身的な発想になっておる気がするんですよ。

それは、お金が入ってくるんで、その方向で問題ないと思うんですけども、もっともっと本来は、今の児童虐待の摂津の現状の中で、どこに問題があって、そのために施策としてお金が必要なんだということをきっちり明確にしていかないと、この50万円というのが沈んでしまう気がするんですよ。

本来、摂津の児童虐待の状況が、そのキャピセをやってからどうなのかということも聞きたいんですけども、それはちょっと細かくなりますので今回は聞きませんが、本来は今の摂津の児童虐待における現状と問題点を明確にした中で、この50万円を使っていくという方が、もっとも効果があるんじゃないかなと思ってますし、ただ、この乳幼児健診については、そこが未受診者に対して未訪問であったということであれば、それをきっちりしていただきたいということと。

21万円の謝礼については、今、お話がありましたように民生委員さんへの訪問の際の、訪問の仕方の研修をするということでもありますんで、そういった意味で、ぜひ効果の出るように、50万円が100万円の効果になるように、ぜひ丁寧に対応していただきたいなということを要望しておきます。以上です。

○嶋野委員長 ほか、質問はございますでしょうか。安藤委員。

○安藤委員 今までも既にもご説明をいただいているんですが、児童虐待発生予防システム構築事業について、もう少しお聞きしたいと思います。

先ほどのご説明では、大阪府の事業として人口比によって補助金50万円が交付されると。これに基づいての事業だということふうにご説明いただきました。

主任児童委員さんが、乳幼児健診の未健診の家庭を回るというふうにご説明を

いただいたわけですが、現在、乳幼児健診を未受診の方、世帯というのは、今のぐらいあって、保健師さんが今は回っておられるという、先ほどもご説明があったんですけども、保健師さんが、どのぐらいの人員で回って、どのぐらいの人数で回って、どのぐらいのご家庭に訪問できているのか。

そこから、まだ足りない部分を今度、主任民生委員さん、児童委員さんに回ってもらうということですけども、その今回の新しいシステムでカバーしきれぬかどうかという点、ちょっとその点をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど柴田委員からも質問があったんですが、基本的な質問で申しわけないんですけど、福祉会館の閉鎖に伴う補償の査定料200万円ということですけども、この査定の200万円というのは、非常に大きなお金だなというのは、素人考えで思うわけなんですけど、どういう基準に基づいての査定になるのか。どういう補償をしていく査定になるのかという点をちょっと教えていただけたらなと思います。

○嶋野委員長 答弁を求めます。福永保健福祉部参事。

○福永保健福祉部参事 乳幼児健診の実情でございますが、4か月健診の平成16年度の受診率が94.4%でございます。

1歳6か月児健診の受診率が91.1%で、人数といたしまして4か月健診で43名、それから1歳6か月児健診で81名の方が未受診でございました。

ただ、その後のフォローにつきまして、平成16年の9月から平成17年の4月までの8か月間の状況をご報告申し上げます。

8か月間で、4か月健診の未受診者が40名。健診の再発送をすることによっての受診者が13名。そして、転出の方が7名ということで、20名の方が訪問対象となりまして、訪問の前にどちらで、どのようなフォローを受けているかという確認をしたわけでございますが、お電話等で里帰り中であるということが確認できた方が4名、医療機関で4か月健診を受診されたというお返事をいただいた方が11名、それから極小未熟児の方等は保健所から家庭訪問に行ってもらえるわけなんですけど、その方が2名ということで、残り3名の方を家庭訪問してるという現状でございます。

1歳半健診につきましては、平成17年4月から6月までの3か月間で未受診者が16名、転出や再受診を除いて11名の方が対象となりまして、残り亡くなった方が、この時には1名あって、残りの10名の方が訪問対象となっております。以上でございます。

○嶋野委員長 あと、参事、訪問されている保健師さんの人数、質問者は聞かれておりますので。福永保健福祉部参事。

○福永保健福祉部参事 済みません。市内を7地区に分けて、地区担当の保健師という形で配備しております。その保健師が、それぞれの住所地で未受診となった方に、それぞれ訪問するという体制を取っております。以上です。

○嶋野委員長 大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 摂津フーズに対する補償の基準と申しますか、内容でございますが、補償の基本的な考え方につきましては移転補償というふうに聞いております。

移転するかしないかは別としまして、営業を続けるための補償というような内容でございます。

大きく、補償の内容では営業補償が1点目と、それから物件移転補償、それから動産移転補償、借家人補償というふうに4つが大きい項目かなと思っております。

営業補償につきましては、休業中の補償ということで、相手方からの所得税の申告書等を参考にしながら確定されると思うんです。それと、あと従業員さんの休業補償ですか、そういうような点が営業補償になってこようかなと思います。

あと、物件移転補償につきましては、摂津フーズさんが投資されております建物の内装費等について、建物についてる分、それについての補償。

あと、動産移転補償については、テーブルだとか、いすとか、その移転にかかわる運送費等の補償というように聞いております。

大体、その辺が内容的なものです。以上でございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます。

児童虐待、早期に発見して対応を取ることの仕組みが大阪府の方からも取られてきたというのは、摂津市独自の取り組みとともに、非常にトータル的な取り組みを進めていくという上では、いいことだというふうに思うわけです。

システムを構築するという補助金であり、そういった事業だということなんです。主任児童委員さんが訪問をするというのは、定期的に定期検診が毎月行われてるわけですから、定期的に毎月毎月訪問をして、それに対してどのような状況なのかという報告が上げられて対応をとっていくというように理解したらいいのかなというふうに思うわけですが、現在、摂津市の方で回ってる保健師さん、7地区に分けられて、これ、

7人の方が回っておられるということなんでしょうか。

その7人の方と、それから主任児童委員さんの連携というもの、キャピセという取り組みが行われていますから、当然その中の枠組みの中に組み込まれていくものだと思うんですけども、今回のこの大阪府の事業も、このキャピセを中心とした取り組み、枠組みの中で行われていくと。そこで、総合的に児童虐待早期発見のための、発見がないのが一番いいわけですけども、未受診の方、それから行政や民生委員の方々が小さいお子さんの実態を把握してない状況がないという状況をつくっていくのが一番大事なことだと思うんですけども、そういった枠組みの中で進められていくというふうに理解してるんですが、その点はよろしかったのか。

それから、報償費で21万円、研修費というふうにあるわけですけども、訪問の際の、訪問に対する報償というものは、あるのかないのか、その点もちよっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、総合福祉会館の補償費についてでありますけども、営業補償、物件移転等の補償というふうにお聞きいたしました。

先ほどもありましたけども、本来、1年契約にしても、契約時に約束がない状況で、補償をやっていくと。約束があれば、閉鎖に伴うときの補償という際には、こういった200万円という大きな査定料というのが必要にならなかったんじゃないかなと、素朴に思うわけなんですけども、その点、最初の契約、それから毎年毎年更新契約をやっていく中での今までのあり方というのは、どうだったのか、その点はどういうふうにお考えなのか。

それから、1年契約で、あとからもあ

りますけども、指定管理者制度等でいろいろな競争倫理も導入されていく中で、摂津フーズさんが、1社さんが、この間、福祉会館の中で1社さんだけでやってきていたんじゃないかなというように思うんですけども、そういった、この間、更新時の業者さんの選定の時の対応というのもどうだったのか、その点ちょっと考え方、見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野委員長 山本こども育成課長。

○山本こども育成課長 予防システムにつきましてのご質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

今般、大阪府の方が予防システムということで、こういうシステムを構築されたということですが、我々といましては、こういうシステム構築前に、やはり児童虐待の防止連絡会、通称キャピセと呼ばせていただいている会を立ち上げさせていただいて、その中で先ほども委員の方からお話がありましたように、先進的事例ということで各方面の報道からご報道をいただいているという状況の中で、逆に我々といましては、当然、4か月健診、1歳半健診の未受診のお子さんに対しまして、市の保健師が訪問し、その中で何かそういう虐待につながるような事柄をつかめば、すぐにキャピセの方に報告を上げ、その中で民生児童委員さんも当然委員さんになっておられますので、その中で活動をいただいているということでございます。

大阪府の方が、こういう事業を立ち上げたということですが、ある意味、うちの取り組みを参考にもしていただけたのかなという、私、担当事務局としては一定の自負もいたしております。

その中で当然、未受診者イコール、すべて虐待ということは当然ないわけでご

ざいます。

単純に、忘れておられたり、その日が別の要件があって受診されなかったりする方はあるかと思えます。

未受診、受診、我々といましては、逆に言えば関係なく、未然にいろんなネットワークを構築する中で、アンテナを広げまして、お子さんのそういう虐待につながるような情報をより早くつかみまして、早期に対応する防止システムを構築していきたいというふうに考えております。

その中で、当然ながら、ご質問のありましたように、未受診の中で、今もそうしていますように、キャピセの方にケースを移管いたしまして、そちらで全体でフォローしていくということは当然の取り組みであろうというふうに考えております。

また、民生委員さんへの謝礼でございますが、やはりキャピセの一員という中にも入っていただいておりますので、そういう観点からいきますと謝礼なしで活動いただけるということでご理解いただけるのかなというふうに考えております。

○嶋野委員長 大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 福祉会館のあり方についてでございますけども、昭和46年当時、福祉会館が開所した当時、市内業者の育成という観点から、結婚式場等、そういう施設も兼ね備えた施設を整備するというところで、市内の業者さんの協力を願ったという経過がございます。

そういった中で、現在、摂津フーズに、現在に至っておるわけでございますけども、補償の基本的な考え方といましては、弁護士さん等とも相談いたしました結果、施設の老朽化ということで閉館はやむを得ない。それに伴う補償は、一定必要かなというふうにお聞きしてるところでございます。

開館の当初、46年当時に当時摂津食品さんが内装なり、厨房設備なり、什器なり等、投資されておられるということもございますので、引き続き摂津食品さんに経営をお願いしているということで、1年契約ではございますが、毎年継続して更新をしておるということでございますので、その経過から現在に至っておるということで、引き続き補償も必要かなというふうなことで考えております。

○嶋野委員長 保健師さんが7地区で何人なのかという質問と、あと、毎月の健診に対して、その地域ごとに訪問しているのかという事実確認の質問がございましたので、福永保健福祉部参事の方から、お願いします。

○福永保健福祉部参事 1地区1人ということで、地区担当制をとっております。

それから、毎月、今後なんですけれども、主任児童委員さんをお願いをするというのは、今のところ福祉総務課とこども育成課と、保健福祉部、健康推進課とで協議を重ねておまして、実は明日、説明会を開く予定にしておるんですが、実際の活動依頼は、今のところ12月ぐらいからお願いができるものかというふうに考えております。

それで、毎月、未受診者が発生してきて、その後で保健師が訪問するというところで、その結果、この方をお願いしたいという方が、暫時出現してくることになるかと思っておりますので、暫時地区担当保健師が担当の主任児童委員さんをお願いをして、訪問に行っていただく。また、そのご報告をいただいて、お互いに連携を取りながらフォローしていくということで想定しております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます、詳しくご説明いただきまして。

最初にご説明がありましたが、児童虐待発生予防システム、大阪府の事業としては2か年の計画だということでした。

ことしと来年、50万円の補助金がつくんだというふうに理解するわけですが、今もお話がありましたように、摂津市のキャピセ等、児童虐待防止についての取り組み、大阪府の方も参考にさせていただいたんじゃないかというふうなお話もありましたが、当然、この大阪府の事業が2か年のものであったとしても、継続的な取り組み、今回つくられたシステム、既につくられてきたものをより強化したというふうに私は理解していいのかなと思うんですけども、それをさらに充実させていっていただきたいなというふうに思います。

福祉会館のご説明の方は、わかりました。この程度でとどめておきます。

○嶋野委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時、休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第71号の審査を行います。本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。ございませんでしょうか。上村委員。

○上村委員 議案第71号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件ということで、フォルテを福祉会館の代替施設として使うということであり、これにかかわる、18年4月1日にオープンしますよね。これにかかわる改造費用というか、そこら辺の見込みが、

もしあるのであれば聞かせてほしいということで、これが多分、条例が制定されれば、いつかの時点で補正が上がってくると思われるんですけども、これ、それだと今、家賃が正式に幾らになったのかということと、改造にかかわる費用。

それと、今後の市民への広報の予定というのがあればお聞かせ願います。

○嶋野委員長 答弁を求めます。大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 フォルテの改造費用なんですけども、これにつきましては、また12月補正になるかと思うんですけども、工事請負費で補正をしたいと考えております。

あと、家賃でございますが、賃料につきましては、現在考えておりますのは坪9,000円というふうに考えております。これにつきましては、摂津都市開発との協議の上でそのような金額になろうかなと思っております。

市民の広報につきましては、この議会、11月8日に可決成立ということになりましたら、11月の15日号の広報で市民にお知らせして、それから12月1日から貸し館の申請を受けたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 改造費用に伴って、当然、机とか、いすとか要りますよね。それは、今の福祉会館にあるやつを転用されるのか、新規購入なのかということも含めて、これは補正が上がってきますよね、多分。その考え方はどうなのかということと。

家賃、坪9,000円ということでお話がありましたけども、これは当初、みやけ幼稚園跡地にプレハブをつくっていくということで、これについてはちょっと問題があるということで、こっち側に

方向転換されたわけですけども、こっちの方が坪9,000円でもトータル的に見ると安いということでありまして、これ年間にとすると500万円ぐらいでしたか、年間金額をまた後で教えてください。それは年間金額は、きっちり言ってほしいということでありまして。

それだけ確認しておきます。

○嶋野委員長 大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 フォルテにかかわります備品等、またふれあいルームにかかわります備品等について、また12月補正でお願いすることになろうかと思うんですけども、基本的には福祉会館で利用しております、使っております備品、机、いすを有効に利用していきたいと考えております。

あと、フォルテの経費、賃料等の経費でございますが、フォルテにつきましては大体50坪ございますので、坪9,000円でいきますと消費税込みで567万円、年間の賃料になってこようかと思えます。それと、ビルということで共益費も発生してきますので、共益費については約180万円ぐらいが年間かかってきます。

それと、また貸し館業務等、清掃、警備等の管理業務も入ってきますので、これが年間160万円ぐらいということで、年間900万円近くの経費がかかってくるという試算はしております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 年間900万円だと、5年で4,500万円になりますね。当初、みやけ幼稚園跡地につけるプレハブが年間2,000万円のリース料と5年間で1億円ということになりますし、フォルテだと4,500万円ということで、5年間比較では安いということでありまして、できるだけ経費削減に努めなが

ら、なおかつ素早い広報で市民の皆さんに知らせていただいて、有効に利用を図れるように、ぜひお願いしておきます。以上です。

○嶋野委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。柴田委員。

○柴田委員 1点だけ、今、上村委員からこのことを問われたので、今回、条例として制定される。特に、フォルテ213の施設ですね。これは大変、今から利便性がいいということで非常に喜ばれる施設になるというふうに、ちょっと私の方もそういう、人に言うたときに「ええことにできるな」と、こういう評価をいただいています。

これから、この施設というのは、多目的に使われると思うんです。特に、講演会などにも、よく使われるんじゃないかと。講演会などで使われる時には、必ずスクリーンを持ってビデオなり、またその他の増幅映写によって、ものを説明していくと、こういう施設がよく使われるわけですが、ここではマイクセットを恐らく、今の福祉会館の万葉殿に装備されてるやつを移設されるんじゃないかと思うんですが、そのような施設も含めて利用を高められるようなものまでつけるというお考えはないのかという点、聞かせてください。

○嶋野委員長 答弁を求めます。大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 マイクセットにつきましては、福祉会館の分も持っているかなというふうに考えておったんですけども、故障等かなりあるということで、その辺が修理できるものか。もし、だめであれば、新規に工事の中で設置していきたいなと考えております。

スクリーン等については、今後、どういう使い方がいいのか。またスクリーン

等、必要であれば予算計上、工事の中に入れていきたいなというふうに考えております。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 別に、最小限度のものをつくって持ち込み自由とかいうような考え方もあると思うんですが、あれを多岐にわたって多くの皆さんに喜んでもらえるというようなことで、ちょうど90人ぐらいで、もう1つのところと併設して使うと100人規模の大体、集会といいますか、講演会等ができるということですから、非常に、使い方によればいいものになるんじゃないかと。そういう装置もつくっておいて、それも一挙に使われるのであれば使用料幾らというようなものも持っておかれたらどうかなというふうに思うんですが、これはむしろ、そういう使い方、いつ使うかわかんものを持っておくよりも、要る都度、適当に持ち込んでもらった方が安いし、有効になるということであれば、私はその方法もいいのかなと思うんですが、1つの売り文句として、そういう装置もつけたホールですよというようなことになれば、もっと使う人も使いやすくなるんじゃないかと思うんで、これは要望しておきます。そういうことが使えるようであれば、一遍考えてみてやってください。よろしくお願いします。

○嶋野委員長 ほか、質疑はございますか。安藤委員。

○安藤委員 福祉会館の閉鎖で貸し館室が少なくなるということで、ふれあいルームが当初予定していたよりも部屋を多く利用できるようにしていただくと。

それから、フォルテの方でも今もご説明のあったとおり、広い部屋が市民として利用できるようになるという点では、いいことではないかなというふうに思い

ます。

今まで福祉会館で利用された方々が、そちらの方で利用しやすいように、いろいろ周知のことも今お話がありました。福祉会館を利用する際、お車で来られる利用者の方は小川駐車場を利用して、利用料が免除されるような手続がとられていました。

自転車で来られた場合についても、自転車置き場というのが、きちんと確保されていたわけですが、今度、フォルテの大きな部屋90名、お隣を合わせますと、100名を超える収容人数の貸し館になるわけですから、その利用者の方々がそこを利用される時、自動車で来られる方、自転車で来られる方、バイクで来られる方、いらっしやると思います。

そういう方々の駐輪場、もしくは駐車場については、どのようにお考えになっておられるのか、その点はお聞かせいただけたらと思います。

それと、福祉会館で例えば100名規模の集会をやったりというような場合ですと、3階の第2、第3会議室を一緒に借りて使ったりすることがあったかと思うんですけど、例えば午前中で1,900円で市民の方が利用できてたわけですね。これは、もちろん今もご説明があって、根拠を示されまして、1坪9,000円というようなお話がありましたけども、フォルテの213を90名の部屋でお借りしますと3,100円、午前中、約1,200円ほどの利用料の負担がふえるわけです。

もちろん、立地条件云々はありますけども、主に使われるのは市民の方々であって、一等地である必要はないわけですね。これは、福祉会館が閉鎖すると。市の方の事情によって移動して、代替措置として新たに設置していただくわけで、同じ

ような規模で集会をやろうとされていた同じ団体が大きな負担がふえていくということも考えられるんですが、その点についてはどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○嶋野委員長 答弁を求めます。大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 フォルテの貸し館を利用される方の駐車場の件でございますが、これもいろいろ検討させていただきました。その結果、現在、フォルテ301、303の利用者に対しましても市営駐車場、地下のフォルテの駐車場の減免措置はしておりませんという状態でございますので、今回の212、213の利用者につきましても同様に減免なしということで、有料での利用をお願いしたいと思っております。

ただ、現行で駐車場につきましては、障害者の方には50%というか、半額の規定もございますので、その適用になるかなと思っております。

それから、使用料の件でございますが、確かに福祉会館の使用料と比べ、フォルテの場合は高くつくわけでございますけども、これもいろいろ検討させていただいた中で、本来でしたら301、303の平米単価に見合う同じ平米単価で計算を当初いたしました。

そうしますと、やっぱり福祉会館と比べまして3倍近くの金額になるということで、それも福祉会館の代替ということになれば、ちょっと高すぎるかなということもございましたので、その大体8掛けぐらいの金額にさせていただいたということでございます。

福祉会館の平米単価に合わせますと、かなり低い金額になってしまうということで、やはり現在使われております30

3なり、301の利用者の方が、どっと押し寄せるといふようなことで、先に取り残されてしまうといふことをございますので、一定、差をつけた中で使用料を決めさせていただいたといふことをございますので、フォルテ301、303の平米単価の8掛けぐらいの金額の使用料を算出したといふことをございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 駐輪場については、フォルテの下の市営駐輪場を利用してもらうと。駐輪場についても同じといふ考え方になるわけですね。

千里丘の駅前の状況といふのは、今は工事されてまして、フォルテ利用者の方々の駐輪場が別途に仮設で設けられているわけですが、駅前に買い物をする方や、通勤や通学の方々が自転車があふれているといふ状況が日常的に現実としてあるわけです。そこに、一時に100名規模の集会等が行われた場合、やはり千里丘の駅、中心地といえども摂津市全体からいけば、端っこの方になるわけですね。自動車や自転車という形で、その集会に訪れられるわけです。

そういった場合に、例えば自転車の場合ですと、駅前にあふれかえっていくといふことも考えられるんじゃないかなと思ふわけです。そのことによつて、逆に通行人に対する安全の確保もできないといふことになってこようかと。

集会を利用される方の自転車を保管していく、確保するスペース、もしくは保管しやすいように利用者の利便を図ることが必要なのではないかなといふふうにおもふわけですが、自転車なんかは、どういふふうにお考えでしょうか。今の千里丘駅前の状況、自転車があふれかえっているような中で、地下の駐輪場へ運んでくださいといふような、車は地

下にとめてくださいと、そういうようなことで、それをお願いしていくといふふうな考え方でいきはるのかどうか。

それから利便性、福祉会館がなくなつて、代替としてつくられる施設であるわけですから、ふれあいルームもそうすけども、利用料を含めて、今までかからなかつた費用がかかってくるといふこと、市民の方々が集会をやられたり、何か催しをやらうとするときの負担がふえていくことで、結局、福祉会館の閉館が市民の方に、ある意味負担がしわ寄せのよふな形になってきてるんじゃないかなといふふうにおもふんですけども、その点は、代替措置として部屋をつくつていただく、貸し館の条件を整えていくといふ点ではありがたいことだと思ふのですが、それに対して市民にどつと負担がいくようでは、ちょっと困ると思ふのですが、その点、もう一度、今、8掛けといふようなお話がありましたが、その8掛けといふ根拠もよくわかりませんが、その点はもう一度、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○嶋野委員長 駐輪場の件につきましては、建設常任委員会の分野も多々ございますので、答えられる範囲でお願いしたいと思ふんですけども。大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 自転車につきましても、確かに周辺に自転車があふれているといふので、今現在は、ちょっとやつてる状態みたいなんですけども、地下の駐輪場を利用させていただきたいと。

私も交通におつた関係で、二段式の上の方も結構余つてる部分があつたかなと思つたりするんですけども、自転車はそういった形、地下の有料の自転車置き場の利用をお願いしたい。

千里丘駅周辺といふことで、やっぱり

基本的には自動車よりも公共交通機関、バスなりを利用していただいて、駅前ということで混雑の原因にもなりますんで、公共交通機関を利用していただきたいというふうに考えております。

それと、フォルテの使用につきましても、先ほど答弁いたしましたように、本来でしたら、既存の施設の平米単価で計算いたしますと、213の広い部屋でしたら9,700円というふうに、フォルテの既存の施設の平米単価で掛けますと9,700円になってまいります。

それが高いということで、当初検討いたしましたのが、福社会館と301、303の既存施設の平均の単価でどうかなというふうな計算もいたしました。

そうしますと、213の90人定員で6,000円という金額が出てきました。6,000円ということになりますと、例えば、これは午前9時から午後5時までの料金でございますけれども、フォルテ301の場合が6,500円で、会館の平均をとりますと6,000円と、ほとんど変わらないというふうな金額が出ておりましたんで、そうなりますと213が部屋が広くて、まだ安いというようなことで、213の方にはかなり使用がいくんではないかと。少人数の使用されている団体であっても213を先に押さえられるのではないかとというようなことで、再度検討いたしました結果、先ほど言いました301、303の8掛けと。その8掛けの根拠は特にございませんが、仮に7掛けなり、6掛けするとなると、かなり、また安くなりますんで301、303の利用者が213に流れるというようなこともございました結果、8割程度にさせていただいたということでございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 千里丘の駅前ですから、バスもきますので、貸し館によっては、公共交通機関をご利用くださいということでご覧されてることもよくあることでございますが、ただ摂津市の状況も、建設常任委員会の方に話がいつてしまいますからちょっとだけ触れますけれども、バスの便の減便によって千里丘駅に足を運ぶバスが鳥飼上の地域で、どんどん減ってるわけですね。そういった状況のもとで、摂津市の市民がどこに住んでいても、摂津市の施設が同じような、全く同じという形にはなりませんけれども、利用しやすさという点では、やはりできるだけ配慮をするような措置というのは必要だというふうに私は思います。

駐車場や駐輪場の点については、実際に開館された後、いろいろな事態も予想されるかと思っておりますので、その点は交通の方とも連携も取っていただいて、それから周知の際においても、そういった、駅前が危険な状況にならないような配慮も考える手だても検討する必要があるんじゃないかと。

やはり、交通不便地域の方々も、できるだけ利用しやすいような手だてというものを考える必要があるということをお願いして、終わりたいと思います。以上です。

○嶋野委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。上村委員。

○上村委員 このフォルテの212、213についての契約期間というか、これは恒久的なのか、短期的なのか。福社会館の代替ということで、今回新たにこういう格好で出てきたわけですけど、この212、213を永久的にここで使っていくのかということ。それと、先ほど摂津フーズの件で補償問題がありましたけれども、これは契約期間は、どれぐらいを

考えておられるのか、それを教えてください。

○嶋野委員長 大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 現在、フォルテ212、213の契約につきましては、この10月1日から来年の3月31日までの使用貸借を今現在は行っております。

と申しますのは、条例に、設置条例を設けます以上、施設の確保をしておくということで、担保する必要がありますので、契約は既にしております。

ただ、その契約の内容では、条件つきということで、第3回定例会で市民ルーム条例の改正が可決されることが条件ですよというような条件もつけさせていただいております。

それと、この議会で市民ルーム条例の改正が可決されますと、来年の4月1日から、とりあえず1年契約をしていきたいなと思っております。1年契約で順次更新というような形になってこようかなと思っております。

それと、このフォルテの確保につきましては、今、南千里丘等でされております構想の中で、新施設ができますまでかなというふうには、私ども考えておるところでございます。以上でございます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 契約については、10月1日から3月31日までと、担保性のための契約ということで、これはお金は発生しないんですよね。

○嶋野委員長 大場生活環境部次長。

○大場生活環境部次長 賃料につきましては無償。それと、あと共益費等もかかってくるんですけども、それについても無償ということで、使用貸借契約というようなことで結んでおります。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 契約については、1年更改

で、これからしていくんだということでもありますし、これが恒久的か一時しのぎかということでは、南千里丘開発の行方にかかっているということでもありますし、そのことからいくと、参考資料に摂津市の市民ルームの一覧表が出ておるわけですけども、これを見るとフォルテが千里丘ですよ。正雀市民ルーム、あと、ふれあいルームということで、昭和園ということで、やはり摂津を全市的に見た場合に、どうも安威川以北に固まっているということで、ぜひ今後、公共施設については、やっぱり全市的な観点から考えていただきたいなということでもありますし、これは一担当課長では答えられない分もありますし、このフォルテ212、213が恒久的か短期的かということについては、政策判断も入るんでしょうし、このことについては、だれか、この際、助役さんでも答えていただきたいというふうに思います。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 いろいろ聞かせていただきましたが、フォルテの212、213につきましては、あそこについては土地柄、食事対応が非常にしやすいというようなこと。そして、また1点、ある程度、例えば市が対応する時に、市の形として非常に使いやすい。議会としても、そうだと思います。

そういったことのトータル的に考えた上で、あそこを借りることにしたというものであります。

もちろん、単価も個人の消費者から見ますと、余り安くしますと、これ以上でみんなお貸ししておられるということも考え合わせて、こういう単価にいたしました。

それで、今後のこの内容について、どうするかということなんですが、1つ予

測できるのは、あそこは非常に、いいものであればあるほど、市のこの施設を撤退するのは難しいのかなと。人気が悪ければ返すことは可能ですが、非常に使い勝手がよければ、仮に新会館があったとしても、やはりそういうことが出てくるのかなという予測はいたしております。

しかし、私どもは、今のところ、今、上村委員が言われてましたように、いわゆる新しい会館を建てこんだときには、一定、摂津都市開発にお返しをするという基本的な考え方は持っております。

それからもう1点、今言われた地域で自立していくといたしますか、高齢社会の中で、安全面も言われたように、地域の中で使いやすい施設は、地理的条件であります。

そのことについては、十分、関係議員からの要望も聞いておりますので、庁内で議論しておりますのは、そういう考え方で処理をすべきか、それとも一定、地域にある集会所、公民館との整合性なり、それとどうするんだという議論が、まだ若干、内部でいろいろ議論しております。その強い要望については、十分、意味を踏まえながら、十分並べて検討しながら最終的な判断ができる時期には、一定のこういう形の中で議論をさせてもらいたいなと思っております。その意味合いは、高齢少子社会における地域での生活、地域で自立と、地域力ということからすれば、今までのような会館がシンボルテックにいいものがあるということではなくて、そういう形でなくて、やはり地域は地域で集えるところという観点に立った施設は、これからのニーズとして非常に高まる、また高いものだというふうに認識をいたしております。そういう考え方の中で努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 ありがとうございます。前向きな、将来に向かって、摂津の明るい町が開けると言っていただきまして、ありがとうございます。

そういった意味で、やっぱりこれからの高齢社会ということを見ると、やっぱりこういう市民ルーム的なものが、そばにあるというのが活動しやすいことになるのではないかなと思ってますんで、ぜひそのことも検討しながら進めていただきたいというように思っています。

○嶋野委員長 ほか、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第65号の審査を行います。本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。

質疑はございませんか。安藤委員。

○安藤委員 ちょっと、3点ほどお聞きしたいんです。

1つは、繰越金ですね。歳入の繰越金が前年度繰越金として8,245万8,000円ということで補正に繰越金として繰り入れられているわけですけども、これは16年度決算においての前年度の実質収支額と同額というふうに見るものかなというふうに認識してるんですが、非常に細かい話で申しわけございませんが、16年度決算書を見ますと8,245万5,731円で、ちょっと数字の、ほんまわずかなものなんですけど、ちょっとシステムのことで何かあるのであれば、ちょっとその点だけ教えてください。

お願いします。

それから、一般会計の繰出金、6ページの繰出金ですね。これ、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

平成16年度の決算におきましたら、一般会計の繰出金で625万2,000円で、この補正で倍ほどになってるんですが、この点はどういうふうにかんがえた方がいいのか、ちょっとシステマ的なことで申しわけございませんが、よろしく願います。

あと、7ページの介護保険給付費準備基金への積み立てでございますが、介護保険ができたのが、確か2000年だったと思います。3年ごとに保険料の見直し等が行われるということで、計算していきますと、来年度が保険料の見直しの時期になるかなと思うわけですが、当初、介護保険が導入された際、この介護保険の給付費準備基金の積み立てというのは、年次の余剰金を積み立てていって、1年目は利用者が少ない、2年目が少しふえてきて、3年目で、その基金がとんとんになるような考え方だというふうに以前、ご説明をいただいたことがあったんですけども、既に介護保険が導入されてから何年か経過してきて、介護保険の利用者もふえてきて、周知という点でも幅広く伝わってきたんじゃないかと。

ですから、第2期の、今、保険料になってるかと思うんですけども、第2期の最初の年である2003年、2005年と経過してくる中で、16年度の決算においては、この準備基金がゼロになっていて、今回新たに2,199万9,000円、積み立てされるということになるわけですが、この金額で準備基金、介護保険の財政上、やっていけるのかどうか。

16年度では、千数百万円積み立てをしましたが、取り崩しが八千数百万

円されてるわけで、金額からいくと、非常に大きな金額が今後、お金の入りとして、必要性としては予想されるんじゃないかと思うんですけども、その点については、ちょっと予想を含めて教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

○嶋野委員長 井口介護保険課長。

○井口介護保険課長 まず1点目の繰越金8,245万8,000円と、16年度決算に伴います実質収支の端数の件でございますが、これはおのこの繰越金の内容で、人件費、事務費、給付費等でございますが、この内訳の1,000円単位を切り上げております都合上、端数が発生しております。

2点目の6ページの1,267万2,000円の、これは一般会計繰出金の金額の内訳でございますが、これは人件費と事務費、それから給付費の実績精算に伴います総合計でございます。

ちなみに、人件費につきましては136万3,000円、事務費につきましては190万3,000円、給付費に関しましては、940万6,000円というふうな内訳でございます。

3点目の、今後の基金の運営状況、予想ということでございますが、確かに16年度、中間年度でございますが、第二期計画の15、16、17、この真ん中の年で、かなり基金が危なくなってきたと。

ゼロになってしまってるということでございますが、17年度につきましては、16年度の決算余剰金に伴います戻しがございまして、予想では約2,100万円、2,199万9,000円、積み戻しができるということでございますが、この金額では17年度決算は非常に難しいというふうに予想しております。

18年度からは、また第三期の計画、今度は3年ごとの、当初見直しになりますので、保険料の改定を含めて基金の運用等も考慮しないとイケないということで、また1からのやり直しかなというふうに考えております。以上でございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 はい、ありがとうございます。

1点、準備基金の点でございますけども、来年度、第三期の保険料がこれから検討されていくと。今のお話を聞いていますと、国の方の議論の動向を見ても、保険料の値上げ、平均で約4,000円ぐらいというふうな報道もされていて、上がっていく要素がかなり高いように感じられるわけですが、同時に、この10月から介護保険法が改定されて、施設利用者の方々の食事代であるとか、居住費、光熱費等、全額、給付費から外して、利用者の方の負担というふうな形になってきたということで、非常に、安心して利用できる制度だとみんなが思っているけども、経済的な理由によって、必要なサービスから排除されるような事態を招きかねないというようなことも国会の中で非常に議論がされていたと思います。

そうした中で、給付費から食事代がなくなるということは、市の介護給付費のお金というのは、持ち出しというか、支出が少なくなるということも考えられると思うんですね。そういった点、どのぐらいのお金が見込まれているのか。

平成17年、これから3月末までは17年度予算でやっていくわけですから、どのぐらいのことが見込まれているのか。いろいろ減免、軽減措置等、国の方では一定されているものの、そういった軽減、市としての負担が軽減される中で、現に

利用されてる方への軽減措置であるとか、次の保険料への値上げを抑えるとか、そういうようなことをぜひ考えていく必要があると思うんですが、その点、ちょっと予測のようなものがあれば教えていただきたいと。お考えになっていただいていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○嶋野委員長 井口介護保険課長。

○井口介護保険課長 10月改定によります食費、ホテルコストの導入に伴いまして、給付費が幾らぐらい削減されるかという点でございますが、これは非常に難しい推計でございます、申しわけないですけど、今、お答えできる段階には至っておりません。この1か月の推移をとりあえず分析しまして、12月補正で必要な場合は補正をさせていただきたいというふうに考えておりますが、今回の10月改定の中身は、先ほどのホテルコスト、食費だけではなくて、これに伴います新しい補てんがございます。この低所得者に対する利用の制限にならないようにということで、一定の負担限度額を設けまして、その差額を補てんするという特定介護サービス費でございますが、この分に対する給付費もふえますので、その辺を相殺して幾らの給付費の抑制というか、減額になるのか精査していきたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 摂津市の財政の方から言えば、給付費が削減されると。削減されるだけでなく、高額にならないような低所得者のための軽減措置もありますから、そちらの給付増が回りますから相殺もあるということでございますので、一度、ぜひどういった状況になるのか、これは摂津市の介護保険の会計という点からも、それから利用者の方々が、どのような負

担になっていくのかという点からも、ぜひ早急に調査していただいて、お示しをいただけたらなというふうに思います。

同時に、今後の介護保険料の、保険料策定等については、そういった実態、財政という点は当然ながら、現に施設を利用されてる方、それから新たに介護軽度者の方々に対する家事援助等が削られたり、かわりに自立支援のための保険給付が始まったりということも出てくるかと思えます。そういう点では、本当に利用者の方々、それから今後、介護保険を利用していこうと考えておられる方々が、当初、介護保険が始まった当初の目的達成のための観点から、ぜひ保険料であるとか、利用料の問題等、そういう観点からの検討をお願いしておきたいと思えます。以上です。

○嶋野委員長 ほか、質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第66号、議案第67号、議案第68号及び議案第69号の審査を行います。

本4件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手願います。質疑ございますでしょうか。上村委員。

○上村委員 そしたら、指定管理者に伴う4つの議案について、全体的にお尋ねしますけども、指定管理者制度の導入目的というのは、1つは行政サービスの向上と経費の削減を図るとというのが指定管理者制度を行う目的。そういった意味では、各この4つの議案の中の条例の中に、

第7条ですか、すべて7条2項にその管理にかかわる経費の縮減が図られるものであるということでも明記されております。このことは、やっぱり、きっちり守っていくということが指定管理者制度を導入することの意味づけであるというふうに思っています。

7条の2項、これをきっちり守るためには、やはり今かかっているお金が幾らあって、導入後には幾らになるかというのが、それが縮減額ということであります。

そういった意味で、そういった意味からいくと、66号、障害児童センター条例制定の件、ここにおいて、どういった縮減が図られるのか、非常に難しいという気がしますし、方向性として、それが見られるのかどうか。

せつ桜苑につきましては、これは委託をされておる、その委託金額が減るのかなという思いもありますし、この考え方について、ひとつ、僕自身も余り、よくイメージがわからないんですよ。第7条第2項を全うすべく対策として、どうということが考えられるのかなというのを、4つの中でこれだというのがあれば、わかりやすいのがあれば、ひとつ教えていただきたい。

○嶋野委員長 登阪高齢者障害者福祉課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 まず、ふれあいの里の諸施設や、それから障害児童センターにつきましては、この間、例を申し上げますと、はばたき園、ひびき園の給食業務の民間事業者への委託や、障害児童センターにおきましては、運転手さんの身分変更などの事務事業の見直しによります経費節減について進めてまいりました。

また、退職者不補充のもとで、はばたき園の知的障害者、障害者短期入所事業

や、ひびき園の障害児者地域療育等支援事業などの新規事業についても実施してまいりまして、歳入増についても努めてまいりました。

今後の経費節減についてでございますが、事務事業に係るこれ以上の節減につきましては、サービスの低下にもつながることから、今後は慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

一方で、事務事業のうち、約8割につきましては、人件費で占められております。今後、人件費の見直しにつきましても検討してまいりたいというふうに考えておりますが、人件費の見直しにつきましては、保健センターや社会福祉協議会など、保健福祉部が所管します外部の機関だけではなく、他の部局が所管する機関にまで影響が及ぶことから、全庁的な形で検討してまいりたいというふうに考えております。

みきの路につきましては、既に開所当初から給食業務の民間事業者の委託や、民間の社会福祉施設等と同様の給料体系を採用するなどの取り組みを行っております。

また、平成16年度からは、障害児デイサービス推進事業などの新規事業も実施しております。施設開所から3年が経過し、4年目に入っておりますことから、この間の経費支出につきまして分析を行い、今後の事務事業のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、せつつ桜苑でございますが、桜苑の委託料につきましては、各事業ごとに年間のサービス利用料を見込み、その介護報酬に相当する経費を委託料として支出しております。実際のサービス提供に基づく介護報酬から、利用料を差し引いた額を市が国保連合会の方から直接受

け入れております。利用料につきましては、施設が利用者から徴収して、市に戻しております。そして、国保連合会からの収入と利用料を合算し、当初の委託料と比較して精算をしております。

したがいまして、いわゆる市の持ち出しというものはございません。

今後、委託料の内容につきましては、民間事業者としての経営努力についても配慮しながら、精算時の新たなルールづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 きょうは、条例の提案などで、実際、指定管理者が決まった時に、改めて議会に提案するということになってますんで、そのときはコスト額が幾らになったかということが明確になってるというふうに思っておりますので、そのとき、また再度質問しますけども、きょうはこのことは、これにとどめときますけども、あと、先ほど来、福祉会館の閉鎖に伴う補償の問題等々で、そこにある指定管理者になった場合の契約というか、これは契約を結ぶんですよね。契約を結んで、委託契約みたいな格好じゃなくして、管理者制度契約みたいなのを結びながら進めていくというのがありましたね。

そこに、例えば備品とか、建物は摂津のものであって、中の管理を委託というか、指定管理者の方にお任せをするということになりますし、当然、原形復帰とか、そういうのが当然条件となると思いますけども、そこら辺の指定管理者との契約については、どういった格好で進めていくのかなということ、今でも見たことがないんで、どういう格好でされるのか、非常に気になっておるんですけど、そこら辺の指定管理者を指名するときの契約条件というか、当然、お金もありま

しょうし、備品はだれのものだと、指定管理者のものなのか、摂津のものなのか、これ、明確にしとかなないと、例えばこれ5年契約なんですよ。5年後に変わった場合、どうなるのかなというの、その人が備品を全部持っていった。また、新たな人が備品を持ってきたりするでしょうし、ことが非常にわかりにくいんですけども、そこら辺についての説明をしていただきたいというふうに思います。

○嶋野委員長 登阪高齢者障害者福祉課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 指定管理者制度に係ります契約等につきましては、まだこちらの方も不勉強なところがございまして、十分なお答えができるかどうかかわからないんですけども、基本的には指定管理者制度が導入されましても、市立施設であることは間違いございませんし、事業につきましても、これは市の事業をお願いするということになりますので、備品等につきましても引き続き、市の管理のもとに備品が用意されるというふうに考えております。

契約につきましても、組織の様式や内容等につきましては、不勉強なところがございまして、基本的には現在の管理運営委託に準じた内容になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 最後にしますけども、指定管理者に指名した場合、要は5年後に、契約が切れるときに、また補償問題が発生すると困る分もありますんで、絶対そういうことがないように、きちり契約の中でうたっていくということをぜひお願いしておきますんで、それまた次に、指定管理者が決まったときに、そのことはまたお聞きしたいと思いますので、そ

れも重々、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○嶋野委員長 ほか、質疑はございませんでしょうか。安藤委員。

○安藤委員 指定管理者制度については、今年度当初の3月の議会で、いろいろな施設の指定管理者制度に変える条例案が出されてきたわけですが、今回、第3回定例会に、特に高齢者、それから障害者の福祉施設が、この第3回定例会になったという点の、その辺の経過、理由がございましたら、ちょっと教えていただけたらなと思います。

3月にいただいた指定管理者制度導入に関する指針という冊子の中では、平成18年4月1日に向けて指定管理者を設定していくと、そのためには議決が必要でございますから、契約の協定の中身であるとか、それから選考のあり方であるとか、どこにしたのかということは、議会で論議もこれからあるかと思いますが、当初の予定では、いろいろ、さまざま進行状況があるかと思いますが、10月の議会にというようなご説明もいただいていたわけで、その点、今後のスケジュールについては、どのようになるのかという点を教えていただきたい。

それから、今回、みきの路、せつつ桜苑、ふれあいの里など、高齢者の方々、障害者の方々の福祉施設という点で、コストの削減を図るにも、先ほどもご説明ありましたように、コストの約8割が人件費だと。こういった事業というのは、やはり人と人との関係の中で行われていく事業でありますから、その人件費についてもなかなか削減というのは難しい面もあるかと思ひます。

しかし、指定管理者制度という制度そのものが経費の削減をとということも目的の1つとしてうたわれているわけで、し

かも5年間の間、当面は現在委託している先を指定管理者というふうに指定するという方針を以前、示されておりすけども、この5年の中で仮に民間業者さん等が手を挙げて来られたときに、そういった、もちろんお金だけではなくて、継続性や安定性や透明性、それから当初の目的を達成できるという経験の度合いであるとか、さまざまな観点からの評価で選考基準が設けられていくと思いますから、簡単に経費だけで選ばれることはありませんが、しかし経費を削減していくというのも目的の1つでありますから、そこにおいて人件費、結局、人件費を削減するしかなくなるわけですね。

人件費の削減がサービスの削減になっていくというような可能性も、というような面も非常に心配されるわけで、その点について、もう一度、お考えをお聞かせいただきたい。

それから、今回の施設は介護保険との絡みとか、それから支援費、今、障害者自立支援法の審議が国会でも行われていますが、それとの絡みもあるかと思えます。

使用料の徴収は、指定管理者の方が行って、管理も行うと。報告の方も指定管理者が行うというような中身になってるわけですが、そのあたりの使用料、保険料の徴収、利用料の徴収というところのシステムといいますか、その点は、どういうふうになるのか。

それから、摂津市独自で、例えば介護保険の、これは直接、施設にかかわりませんけども、例えば保険料の減免であったり、今後、仮に利用料の減免であったり等、独自でやられてるものについてのかかわりであるとか、そういったものについて、ちょっと考え方をお聞かせいただきたいなというように思います。以上

です。

○嶋野委員長 答弁をお願いします。登阪高齢者障害者福祉課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、答弁申し上げます。

まず、10月議会になった理由、今回、提案をした理由でございますけども、1つは、障害者自立支援法が当初の予定では前の国会で可決されまして、成案となりますと、この10月議会で、障害者自立支援法の改正に基づく条例改正が必要であるというふうな認識を持っておりました。

したがって、指定管理者制度導入のしつぽう条例と、あわせてこの障害者自立支援法の改正による条例改正と、指定管理者制度導入のしつぽうの条例をあわせて、この10月議会に上程する予定をしておりました。

障害者自立支援法が国会のあのような状況で、現在まだ国会で審議中ということでございますけれども、平成18年4月からの指定管理者制度の導入を考えますと、この10月議会にしつぽう条例を上程させていただいて、ご可決をいただかなければしつぽう上、間に合わないということで、この10月議会に上程をさせていただいております。

それから、人件費と指定管理者制度が導入されました場合、この間、ずっと事務事業については、かなり見直しをしておりますので、人件費について見直していかざるを得ないという現状がございます。

社会福祉事業団につきましては、従来、昭和46年に出されました通知に、事業団の職員の処遇、給与や退職金等につきましては、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとするということという通知がございまして、これに基づいて、

これまで事業団職員の処遇としてまいりました。

しかし、平成14年に新たなまた通知が出ておりまして、この中で先ほど46年に出された通知につきましては、これによることを義務づけるものではなく、地方自治法第245条の4、第1項の規定に基づく、あくまで技術的助言に過ぎないという新たな通知が出ております。

いわゆる、必ずしもその地方公共団体の職員に準ずるものということ、しばられるものではないという通知でございます。

しかし一方で、先ほども委員の方からもありましたように、事業団につきましては、同じ平成14年の通知の中で読ませていただきますと、社会福祉事業団は、地域における社会福祉事業の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであることから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や、研究事業等の地域の実情に応じた対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取り組みを行われないことと、こういう一文もついております。

こうした考え方に立ちまして、この間、市の方も事業団の方に職員が退職不補充の中でも、先ほど申し上げましたような、新しい事業を次から次と展開をしていたというところもございまして、

したがって、やはりこの通知の、先ほど言いました46年の通知の見直しとともに、今の事業団のあり方という一方の内容もございまして、このあたりを十分に配慮しながら、今後、人件費のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、使用料の徴収の件でござい

ますけれども、指定管理者制度を導入した場合、1つは利用料金方式という方式をとることも可能というふうになっております。

しかし現在、市の方針といたしましては、利用料金方式については、当初はとらないという考え方に立っておりまして、その考え方に基きまして、せつ桜苑や障害者施設につきましても、利用料金方式は、当面はとらないという形で考えております。

したがって、使用料につきましても例えば今、桜苑の方も施設の方で先ほどとっていただいて、市の方に戻していただいているというふうに申し上げましたけれども、これはあくまで市がとるべきところを、その業務を施設の方に委任をいたしまして、市にかわってとっていただいているということでございまして、いわゆるその使用料を施設が収入として徴収しているというわけではございません。あくまで、市がとるべきところを事務委任をしてとっていただいて、市に戻していただいているということでございます。

障害者施設の方につきましては、市の方が現在も支援費制度に基きまして、直接利用者の方から利用料を徴収いたしております。

それから、介護保険や支援費との絡みでございまして、介護保険につきましては、既に介護保険法が成立して、新しい介護保険法が施行されておりますので、今回の条例につきましては介護保険法の改正を反映した条例の改正となっております。

障害者施設の方につきましては、先ほど申し上げましたように障害者自立支援法が、まだ国会で審議中ということでございまして、もし今の国等の予定では、

来年4月から新しく障害者自立支援法に基づく事業が開始されるということになりますので、恐らく3月の議会でまた改めて条例改正をお願いすることになるかというふうに思っております。

保険料や利用料の減免につきましては、現行取り組んでおりますことと、今回の条例改正については、特に変更はございません。以上でございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ちょっと今後の、10月の議会で今ご説明いただいた理由で、10月になっているということですが、先ほどお聞きした、今後の事業者、指定管理者の設定であるとか、選考をどのようにしていくのかと、スケジュールが抜けていたような気がします。ちょっともう一度、その点はよろしく願いをいたしたいと思えます。

いろいろ障害者自立支援法や介護保険法が、どんどん変わってきて、利用者の方への負担がふえたり、例えば新たなサービスが提供されるというようなことも説明の中にもあるわけですが、やはり指定管理者制度、経費を削減すると同時に公の施設という、福祉の増進を図るための施設であり、それぞれの施設の目的を達成するために経費の削減をするんだというような観点からの運用をぜひお願いして、要望しておきたいと思えます。

同時に、これまでの委託管理制度においても、例えば何か問題があった時に設置責任者は、指定管理者制度であっても今までの委託管理においても、市の責任が大きなものであって、そこの施設の中でいろいろな問題が起きた時に、情報をしっかり提供してもらおうとか、それから、問題が起きた時には、市も、それから第三者機関も入った形の原因調査をすとかいうような点は、指定管理者制度になっ

たときに担保されているのかどうか。

それから、市長に対する報告義務がありますけれども、例えば我々市民の代表として議会で論議をさせていただいてるんですが、議会として、市民として、そういった情報公開を求めていく。情報公開条例の対象になるのかどうか、これも3月、議論されているかもしれませんが、というような点はどうかということだけ、ちょっと教えてください。お願いします。

○嶋野委員長 登阪高齢者障害者福祉課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 スケジュールの件が抜けておりましたこと、申しわけございません。

10月の議会で手続条例の可決をいただきまして、まことに期間がないわけでございますけれども、今後の18年4月からの指定管理者制度の導入というスケジュールを考えますと、次の議会におきまして指定管理者になっていただく法人さんを議案として、また上げさせていただきまして、来年4月からの実施に備えていきたいというふうに考えております。

それから、指定管理者制度が導入された場合の市の責任ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度が導入された場合、利用料金方式という方式もあるというふうに申し上げましたけれども、いわゆる介護保険制度、あるいは現行の支援費制度におきまして、指定管理者制度との問題とは別に、いわゆる事業所、その事業を行っていく事業所指定の問題がございます。

大阪府の方の事業所指定を受けていかなければならないということでございます。

現行、せつつ桜苑におきまして、そ

れから障害者施設におきまして、すべて市立施設ということをございまして、事業を委託してるということで、市が事業者というふうになっております。

ですから、指定管理者制度が導入されましても、利用料金方式をとらない以上は、引き続きこの、市が事業者であるということについては変わりはないので、その意味で当然、市が事業主体でございますので、市の責任は免れない。当然、市として責任を持っていかなければならないということをございます。

情報公開条例の対象になるかどうかにつきましても、少し僕も不勉強で責任を持ったお答えができないんですけども、当然、公の事業を行っている施設として、あるいはまた市が事業主体である以上、できる限りの情報公開については行っていくのは当然だというふうに考えておりますので、このあたりにつきましても、できる限りそういった方向で事業所とも話をして、そういう形で努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野委員長 ほかに質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後 1 時 5 分 休憩)

(午後 1 時 5 分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第 7 2 号の審査を行います。本件につきましても、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。安藤委員。

○安藤委員 1 点、お聞きします。

葬儀会館、斎場の指定管理者、今回の条例ですが、3 月に指定管理者制度移行ということで条例が上げられて、まだ指

定管理者制度に移行する前に、また変更というか、指定管理者の指針、それからその中身からいっても、指定管理者がやる業務を縮小して、市長の方に戻すというような条例になっております。

市民の利便性等からすれば、こういう改正も理解できるわけですが、その点はちょっと経過であるとか、それから市長にまた、その使用許可であるとか、使用料の徴収等の業務を戻すということになった理由を教えてくださいと思います。

○嶋野委員長 福永保健福祉部参事。

○福永保健福祉部参事 お答えいたします。

使用料等の権限を市長に戻すことになった理由についてでございますが、葬儀会館、それから斎場、ともに両施設も市営葬儀の目的を達成するための施設ということで、施設の使用許可の業務を指定管理者の範囲に含めました場合に、納棺から式事までを含めた市営葬儀の使用許可との事務の重複が生じるということ。

それから、使用者にとって葬儀に係る一連の施設の使用許可を求める相手方が、市と指定管理者の双方にまたがり、手続が煩雑化、また時間的ロス等が生じるということ。

それから、市及び指定管理者にとっても人員配置や予算面で重複するために、管理運営経費が増してくることが避けられないというようなことが細部を検討していく中で明らかになってきました。

それから、また葬儀に係る手続では、夜間や休日等ともその予約の受け付けや使用料の徴収や使用許可等々、一連の手続を行う必要がございますが、その費用の徴収をしたものを現在、今、休日や祭日、夜間におきましては、宿直室にて健康推進課の業務を取り扱っていただいております。

その宿直室にて、業務を取り扱っていたいただいているところも指定管理者にということになりますと、夜間や休日の人員配置等の問題、それから使用料等の額が大きくなってまいりますので、その管理、保管等に関しましても、より安全を期する方向で検討いたしました場合に、現行のやり方に戻す方が、よりいいのではないかというようなことで、今回の権限を元に戻すということの提案をさせていただいている次第でございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 指定管理者の法律が地方自治法の改正によって、指定管理者を選ぶのか、直営にするのか、判断が各自治体に課せられている中で、この間、摂津市の委託管理をしている事業について、指定管理者ということで3月から、そして今回の議会でも上程をされてきてるわけですが、それぞれの業務のあり方等というのは、担当の方々が一番よくご存じでありますし、やはりそれぞれの事業や、それぞれの施設は、目的を持って行われているというのも実際やっておられる方が一番よくご存じのことであると思うんです。

そういう意味では、指定管理者制度ということで、すべて指定管理者制度やと、これが法律で決まったことだからということで、どんとやってしまったという面があるのではないかというのを思わざるを得ないと思います。

指定管理者制度そのものが経費の削減を、先ほども申し上げましたけど経費の削減を図るとともに、公の施設であったり、それから施設や事業の目的を達成する、よりよいサービスを提供していくという面からいったら、やはり1つ1つをきちんとした精査を行って、条例を提案するべきであるのではないかということ

をすごく強く感じます。

今後もしろいろな、もう既に上程されている条例であったり、今後も指定管理者の問題等が出てくるかと思うんですけども、もう一度、その事業のあり方や目的から、市民サービス向上という観点から、ぜひ見直しもしていただく中で、ただ単に経費の削減をするための指定管理者制度だというようなことが、もしあるのであれば、その点はぜひ改めていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○嶋野委員長 ほか、質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後0時2分 休憩)

(午後0時5分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認めます。採決します。

議案第64号 所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第68号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第72号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後0時10分 閉会)

り署名する。

民生常任委員長 嶋野 浩一郎

民生常任委員 柴田 繁勝

委員会条例第29条第1項の規定によ